

番号	【1】(1)
項目	<p>2月23日、教育子ども委員会での陳情書の採択を受けて、貴教育委員会はどのようなスケジュールと方法で真相究明を行うのでしょうか。また、その結果を公表する予定でしょうか、明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、陳情第14号が採択されたことを受けまして、アンケートの自由記述欄への記載内容について精査するとともに、他都市の「教科書の閲覧に関するアンケート」の実施状況等について情報収集するなど調査を行ってまいりました。また、その結果につきましては、教育委員会会議で報告するとともに、本市教育委員会のホームページにおいて、できる限り速やかに、掲載してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(2)
項目	<p>8月5日の教育委員会議では、会議の冒頭で「教科書アンケート」の報告がされています。その中で、「ご意見やご感想」の自由記述欄の集約は、育鵬社への賛否数(割合)のみとなっています。少なくとも2011年中学校採択、2014年小学校採択においては、教育委員会議でこのような報告はされていません。</p> <p>このことに関して2月23日の教育子ども委員会で、加藤指導部長は「教育委員から報告せよと指示があったので事務局が集計結果を報告した」と答弁しました。この教育委員はだれなのか、その人物はいつどのような指示を出したのか、明確に教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成27年6月から7月にかけて、市内32か所において教科書展示会を開催し、「教科書の閲覧に関するアンケート」を実施しました。教育委員会事務局としましては、平成27年7月末から8月初めにかけて、アンケートの結果を集約しておりましたところ、8月5日に開催された教育委員会会議において委員長より求めがありましたので、報告いたしました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(3)
項目	<p>また、誰の指示によって、自由記述欄について育鵬社の賛否数（割合）だけを集約することになったのでしょうか。またこの集約を担当したのはどの部局でしょうか？その際の集約方法を教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「教科書の閲覧に関するアンケート」につきましては、「教科書展示会の開催をどのようにお知りになられたのかについて」、「閲覧した教科書の種類と学年について」、「大阪市で使用する教科書にとって特に重要な点について」という3つの質問について、選択式で回答いただき、その結果については、教育委員会事務局指導部中学校教育担当が集約いたしました。</p> <p>また、自由記述欄の記述内容については、ご意見が多かったものを中心に、同担当においてとりまとめました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(4)
項目	<p>自由記述欄には、他社の教科書への賛否もかなりありました。それらについてはまったく報告されていません。他社についても集計はしたのでしょうか。したとすれば、なぜそれを報告しなかったのでしょうか。育鵬社以外を集計しなかったのなら、なぜしなかったのでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成27年8月5日の教育委員会会議の時点においては、自由記述欄の記載が多かったものを中心に集約いたしました。また、平成27年8月5日の教育委員会会議においては、集計を行っていた社会の教科書に関する意見のうち、件数が最も多かった教科書について報告を行いました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(5)
項目	<p>2月23日の大阪市会・教育子ども委員会の中で、大森委員長は、「教育委員は、(事務局からの)結果の報告を受けたのみ」と答弁しました。教育委員は、市民アンケートの「ご意見やご感想」欄に書かれた意見を直接読んでいないのでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会事務局といたしましては、各会場でご記入いただいた「教科書の閲覧に関するアンケート」の用紙をすべて、教育委員の調査研究の場において、閲覧できる状況にしておりました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(6)
項目	<p>2月23日の大阪市会・教育子ども委員会の中で、大森教育委員長は、「事務局からも、アンケート結果に関する不審な点についての報告は全くございませんでした」と答弁しています。教育委員会事務局担当者は、市民アンケートの集約を行ったとき、同一人物と思われる人がほぼ同一の文面でたくさんの展示会場に投函していた事実(=「不審な点」)を認識していなかったのでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>「教科書の閲覧に関するアンケート」の趣旨は保護者、市民の皆様に教科書採択への関心をもってもらい、また、教科書の閲覧について広く意見を集めることを目的に実施いたしました。</p> <p>教育委員会事務局では、いただいたすべてのご意見について、集約を行いました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(7)
項目	<p>2月23日の教育子ども委員会の中で、山本教育長は「アンケート集約結果につきましては、教育委員会・選定委員会・専門調査会に対して参考としてすべて提示し」と述べています。この『すべて提示する』ことはどこで決まったのでしょうか？あるいはだれかから指示があったのでしょうか？</p> <p>選定委員会の役割は教科書の内容をしっかりと精査することであり、市民の賛否という結果よりも市民が育鵬社のどこが良いとか、悪いとか考えているのかを知ることが重要なはずで、選定委員会は、アンケート結果をどのように「参考」にしたのでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成27年5月26日に開催された第12回教育委員会会議におきまして、「平成28年度使用教科用図書採択の方式について」が議決され、教科書展示会を行うとともに、各会場において「教科書の閲覧に関するアンケート」を実施いたしました。</p> <p>教育委員会事務局において、アンケートを集約し、その結果は教育委員会・選定委員会・専門調査会に提示するとともに、選定委員会に対しては、各会場でご記入いただいた「教科書の閲覧に関するアンケート」の用紙をすべて、調査研究の場において、閲覧できる状況にしておりました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06-6208-9187

番号	【1】(8)
項目	<p>また、第2回選定委員会の中で、上東選定委員は「そのアンケートの意見も生かさなければならぬのでは。」と発言し、林田委員は「アンケート結果にしっかり目を通す必要がある」と発言しています。選定委員は、アンケートの実物にしっかり目を通したのでしょうか。それとも「アンケートの集約結果」のみに目を通したのでしょうか。もし選定委員たちがアンケートの実物にしっかり目を通したのなら、同一人物が同じような内容を何十枚も書いていることに気づかなかったのでしょうか？それとも気づいていながら無視したのでしょうか？明確に答えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会事務局といたしましては、各会場でご記入いただいた「教科書の閲覧に関するアンケート」の用紙をすべて、選定委員の調査研究の場において、閲覧できる状況にしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(9)
項目	<p>市民アンケートで育鵬社を肯定した意見の多くが、フジ住宅株式会社（今井光郎会長は日本教育再生機構の設立発起人・代表委員）による組織動員であったとの疑惑が持たれています。今井会長は、教科書展示会が始まると「教科書採択について、非常にお詳しく且つ価値観の高い信頼出来る私の友人」からの情報として「大阪市については、大阪市内の教科書展示会にて数多くの教科書アンケートを記入していただければ、育鵬社に採択される可能性が高くなる」と号令をかけ、社員に大阪市の教科書展示会に行くことを呼びかけています。この「信頼出来る友人」とは、育鵬社の教科書事業部の特定人物であることが分かっています。フジ住宅は、育鵬社を通じて大阪市教委内での市民アンケートの扱いを伝えられていたこととなります。それでは、なぜ、育鵬社が大阪市教委の内部情報を知っていたのか、極めて重大な情報漏洩があったのではないかと疑われます。</p> <p>教育委員会内のだれが育鵬社にこれらの情報を流したのか、十分調査し真相を究明することが重要だと考えますが、貴教育委員会の見解をお聞かせください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>教育委員会事務局内で調査を行った結果、ご指摘のような情報の存在は認められず、そのような情報が育鵬社へ流出した事実も認められませんでした。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【1】(10)
項目	<p>フジ住宅の秘書室には、大阪市内 33 カ所の教科書展示会のうち 32 カ所のアンケート用紙が、少なくとも 1200 枚以上備えつけられていました。教科書展示会に行った社員は、アンケートを提出するだけでなく、アンケート用紙を大量（多い時には 150 枚以上）に持ち帰ることが繰り返されていたからです。それらを使って教科書展示会に行けない社員がアンケートを記入し、一部の人間によってまとめて提出する行為も行われていました。</p> <p>アンケート用紙を大量に持ち帰り、展示会場に行かずに記入し、代理人が提出する—このような方法は、教科書を実際に手にとって意見を書くという教科書展示会の趣旨を完全に逸脱するものだと考えます。貴教育委員会は、このようなアンケートの実態に問題はなかったとお考えでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>「教科書の閲覧に関するアンケート」は、教科書や教科書採択についての関心を高め、市民や保護者の皆様の意見を広くお聞きすることを目的に実施いたしました。今回のアンケートの実施方法については、通常一般的に行われる手法で行われたものであり、問題があるとは考えておりません。また、アンケート用紙の持ち帰りや、同一人物による重複記入は禁止しておらず、そういった行為が行われたとしても不正とまではいえないと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【2】(1)
項目	<p>2015年の中学校採択において選定委員に吉田康人住吉区長が含まれていました。吉田区長は、2011年当時、日本教育再生機構北大阪支部長会議に参加しており、自身のブログに「今後も日本教育再生機構でがんばっていきます」とコメントしています。このブログ記事は現在も閲覧可能となっており、同機構との直接的な関係を示唆するものです。日本教育再生機構北大阪支部長会議に参加した経緯も含めて吉田選定委員と同機構との関係を明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、当該選定委員と日本教育再生機構との関係については、確認の必要はないものと判断しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【2】(2)
項目	<p>貴教育委員会は、吉田区長を選定委員に任命するとき、日本教育再生機構北大阪との関係を知っていたのでしょうか。吉田選定委員は、「教科用図書の採択に直接利害関係を有する者ではない」とした「誓約書」に違反しているのではないのでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>当該委員の任命については、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に抵触するものではないと判断しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【3】(1)
項目	<p>2015年の選定委員会答申、学校調査会報告には、「特筆すべき事項」のみが記載されていました。それは、「特に優れている点」と「特に工夫・配慮を要する点」を記載していた2014年のものとは、大きく変更されていました。しかし、教育委員会議事録には、これらの変更に至った審議が見当たりません。この変更は、いつ、どのような会議で決定されたことなのでしょうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成27年4月7日付け文部科学省通知「平成28年度使用教科書の採択について」には、「調査員等が、何らかの評定を付す場合であっても、必ず首位の教科書を採択・選定・又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評定に拘束力があるかのような取り扱いはしないこと」と示されています。昨年5月に、上記通知の趣旨をふまえ事務局が答申及び学校調査会の報告様式を作成し、選定委員会にお示ししたものです。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【3】(2)
項目	2014年の選定委員会答申、学校調査会報告のあり方では、教育委員会の採択権限を制約するものだったのでしょうか。
<p>(回答)</p> <p>答申の様式につきましては、当該年度の文部科学省通知等に基づき、採択の都度必要な見直しを図っています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【3】(3)
項目	<p>各学校からの学校調査会調査用紙には、各社の積極的な側面だけでなく、問題点なども多く記載されていました。しかし、学校調査会集約結果には肯定的な意見のみが記載されています。これは恣意的な集約になっているのではないのでしょうか。なぜ、問題点を記載しなかったのでしょうか。明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校調査会集約結果を作成するにあたり、調査の観点に基づいて各校が実施した調査・研究結果の中から、近似する意見のうち多数を占めるものについて集約いたしました。なお、その際、肯定的な意見のみならず、否定的な意見についても集約するよう留意いたしました。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【3】(4)
項目	教科書採択に学校の意見を反映させるためには、少なくとも2014年小学校採択の学校調査の方法に戻すべきだと考えます。中学校採択の選定委員会の中でも、「専門調査会の報告は、選定基準のそれぞれについて評価すべき点、改善を要する点に分けて記述し説明した方がよい」との意見が出ていました。学校調査のやり方についてどのように考えているか明らかにしてください。
<p>(回答)</p> <p>採択の方式につきましては、その都度、文部科学省の通知等に基づき、必要な見直しを図っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話：06 - 6208 - 9187

番号	【4】(1)
項目	<p>高尾委員は、その経歴の中で2008年6月から約1年間、サンケイ総合印刷の専務取締役を務めていることを明らかにしています。サンケイ総合印刷は、育鵬社教科書（以前は扶桑社教科書も）を印刷している会社です。育鵬社の採択率がサンケイ総合印刷の利害と直接関わることは明らかです。高尾委員は、そのような会社の専務取締役を務めた以降も、サンケイ総合印刷へ100%出資している産経新聞社に2015年2月末まで在籍していました。これは高尾委員が育鵬社との利害関係者であることを示しています。こうした高尾委員を教育委員会が教科書採択に関与させたことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条2が定める「公正かつ適正」な執行に違反すると考えられますが、貴教育委員会の考えを明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条六に「教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とあります。</p> <p>高尾教育委員につきましては、現在職を有しておらず、同委員が社会生活上の地位に基づいて行う業務は、中学校教科用図書採択に係る案件に直接的な利害を有するものではありません。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（連絡調整G）電話：06-6208 - 9079

番号	【4】(2)
項目	<p>日本教育再生機構の機関誌「教育再生」(2014年3月号)の中で、高尾委員は大阪市の採択基準、採択の研究資料について「大阪市の条例の理念を具体化し、教育振興基本計画を実行するために、ふさわしい教科書はどれなのか、そこがポイントになる」と話しています。</p> <p>2014年の大阪市の採択基準等は、2014年5月27日の教育委員会議で初めて審議・決定されたものです。高尾委員は、この場で「採択に当たっての視点についてこれまであまり明確でなかったのではないかと、あるいは、ほかのところと同じような形で進めてきたのではないかと思います。今回、大阪市の教育振興基本計画あるいは条例などをもとにして、きちんとした位置づけができるのではないかと考えております。」と、従来の内容とは大幅に変えたことを発言しています。</p> <p>「教育再生」が発行された時点(インタビューを受けた時点)では、大阪市の採択基準の大幅変更は未公表事項でした。高尾委員は公表前にその方向性を述べたことになり、結果的に高尾委員の意見通りに決定されたことからしても、それ自身重大な情報漏洩にあたると思われる。貴教育委員会の見解を聞かせてください。</p> <p>また、2014年3月の時点で教育委員間の秘密会や教育委員会事務局で採択基準について意見交換をしていたとすれば、高尾委員は内部情報をもらしたことにもなります。2014年3月の時点で教育委員間や事務局で採択基準について検討していたかどうか、明らかにしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>教科書採択の方式につきましては、平成26年5月27日第15回教育委員会会議において決定いたしており、情報の漏洩はございません。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 総務課(連絡調整G) 電話:06-6208-9079 教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 電話:06-6208-9199</p>

番号	【4】(3)
項目	<p>2015年7月17日「市教委回答」では、高尾委員は「同機構の活動等については、本件要請書を受けてから具体的な活動内容等を確認した」としています。私たちが本件要望書を提出したのは、同年4月8日付けでした。しかし、2015年10月大阪市会教育子ども委員会の中で高尾委員は、「教育再生」への投稿に際して同機関誌を事前に取り寄せ読んでいたことを明らかにしました。</p> <p>貴教育委員会の「回答」と教育子ども委員会での高尾委員の発言とは明らかに矛盾しますが、貴教育委員会の見解を明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>高尾委員からは、同機構の活動等については、当初の要請書を受けてから具体的な活動内容等をネット等で確認したと聞いております。</p> <p>具体的な活動内容につきましては、ご質問を受けてからネット等で確認した事実を確認したところであり、矛盾しているとは考えておりません。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（連絡調整G）電話：06-6208-9079